

新（修正後） 令和5年3月20日	旧（修正前）
<p>（点検整備業務総括責任者等） 第39条 （略） （1）点検整備業務総括責任者 受注者は、点検整備業務の取りまとめをするため、構成企業のうち、焼却炉点検整備業務を行う者から点検整備業務総括責任者を定め、<u>受注者</u>に籍を置かせ、配置すること。なお、点検整備業務総括責任者は、現場作業中は現場へ常駐するものとする。 （略） 2 前項各号に掲げる者の配置期間は、本<u>事業</u>の点検整備業務の開始日からこの事業の終了日までとする。</p>	<p>（点検整備業務総括責任者等） 第39条 （略） （1）点検整備業務総括責任者 受注者は、点検整備業務の取りまとめをするため、構成企業のうち、焼却炉点検整備業務を行う者から点検整備業務総括責任者を定め、<u>SPC</u>に籍を置かせ、配置すること。なお、点検整備業務総括責任者は、現場作業中は現場へ常駐するものとする。 （略） 2 前項各号に掲げる者の配置期間は、本<u>業務</u>の点検整備業務の開始日からこの事業の終了日までとする。</p>
<p>（作業員の届出） 第40条 受注者は、業務に従事する作業員の氏名を発注者に書面で届け出なければならない。作業員を変更したときも、同様とする。</p>	<p>（作業員の届出） 第40条 受注者は、業務に従事する作業員<u>（以下「作業員」という。）</u>の氏名を発注者に書面で届け出なければならない。作業員を変更したときも、同様とする。</p>

新（修正後） 令和5年3月20日	旧（修正前）
<p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第78条 （略）</p> <p>第78条の2 （略）</p> <p>2 受注者が第13条第2項又は第36条第2項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。</p>	<p>（発注者の損害賠償請求等）</p> <p>第78条 （略）</p> <p>第78条の2 （略）</p> <p>2 受注者が第13条第2項又は第36条第1項の規定に違反し、業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、受注者は、契約金額の総額の100分の10に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。</p>
<p>別紙1 用語の定義 （略）</p> <p>(7) 「事業総括責任者」とは、代表企業又は構成企業のうち焼却炉機械設備工事または焼却炉点検整備業務を実施する企業から選任されて受注者に所属し、本事業期間を通じて設計建設業務及び点検整備業務を統括する、本事業における総責任者をいう。</p> <p>(8) 「設計業務総括責任者」とは、構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業から選任されて受注者に所属し、設計業務におけるすべての工種を取りまとめる責任者をいう。</p> <p>(9) 「建設業務総括責任者」とは、構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業から選任されて受注者に所属し、現場に専任配置され、常駐して建設業務におけるすべての工種を取りまとめる責任者をいう。 （略）</p> <p>(11) 「点検整備業務総括責任者」とは、構成企業のうち点検整備業務を実施する企業から選任されて受注者に所属し、現場作業中は現場へ常駐して点検整備業務を取りまとめる責任者をいう。</p>	<p>別紙1 用語の定義 （略）</p> <p>(7) 「事業総括責任者」とは、代表企業又は構成企業のうち焼却炉機械設備工事または焼却炉点検整備業務を実施する企業から選任されて SPC に所属し、本事業期間を通じて設計建設業務及び点検整備業務を統括する、本事業における総責任者をいう。</p> <p>(8) 「設計業務総括責任者」とは、構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業から選任されて SPC に所属し、設計業務におけるすべての工種を取りまとめる責任者をいう。</p> <p>(9) 「建設業務総括責任者」とは、構成企業のうち焼却炉機械設備工事を実施する企業から選任されて SPC に所属し、現場に専任配置され、常駐して建設業務におけるすべての工種を取りまとめる責任者をいう。 （略）</p> <p>(11) 「点検整備業務総括責任者」とは、構成企業のうち点検整備業務を実施する企業から選任されて SPC に所属し、現場作業中は現場へ常駐して点検整備業務を取りまとめる責任者をいう。</p>

新（修正後） 令和5年3月20日			旧（修正前）		
別紙3 契約金額と支払いスケジュール (略)			別紙3 契約金額と支払いスケジュール (略)		
1 契約金額の構成			1 契約金額の構成		
(2) 点検整備業務に係る対価			(2) 点検整備業務に係る対価		
①点検整備業務			①点検整備業務		
分類	各対価の内容	対象となる業務等	分類	各対価の内容	対象となる業務等
契約金額 B-1 (点検整備)	・本事業の点検整備業務に要する費用。 ・点検整備業務期間にわたり、年度ごとに1回、受注者が入札時に提示した金額に基づき、発注者と受注者で合意した各年度固定額を支払う。	本事業で設置した機械設備及び電気設備に係る点検整備業務 ア 保安全管理業務 イ ユーティリティ等の調達管理業務 ウ その他の業務 エ 関係法令に係る各種届出 オ 引継業務 カ 消費税及び地方消費税 等	契約金額 B-1 (点検整備)	・本事業の点検整備業務に要する費用。 ・点検整備業務期間にわたり、年度ごとに1回、受注者が入札時に提示した金額に基づき、発注者と受注者で合意した各年度固定額を支払う。	本事業で設置した機械設備及び電気設備に係る点検整備業務 ア 保安全管理業務点検業務 イ ユーティリティ等の調達管理業務 ウ その他の業務 エ 関係法令に係る各種届出 オ 引継業務 カ 消費税及び地方消費税 等